

2026年5月28日

逗子市

遺贈による寄附の受領について

～故川上 米子様の遺志を継ぎ、安全・安心なまちづくりへ～

逗子市は、このたび、故川上 米子様の遺言により、遺言執行者である小保内 洋子 司法書士を通じ、金1億7,903万4,233円の遺贈寄附を受領しました。

故人は、「逗子市内の急傾斜地の崩壊防止、土砂災害防災工事のほか、安心して市民が住むことが出来る街づくりのため使用すること」と遺言に明記されていました。逗子市は、この崇高なご遺志を最大限に尊重し、市民の安全・安心を守るための事業に活用してまいります。

■ 寄附の概要

- ・ 寄附者：故 川上 米子 様
- ・ 遺言執行者：小保内 洋子 様
- ・ 寄附金額：金1億7,903万4,233円
- ・ 寄附の使途：市内の土砂災害防止対策及び防災対策

■ 感謝状贈呈式について

この度のご厚意に対し、市長から感謝の意を表するため、次のとおり感謝状贈呈式を執り行います。

- ・ 日 時：2026年（令和8年）6月4日（木）10:00 から 30分程度
- ・ 場 所：逗子市役所 3階 応接室
- ・ 取材について：当日の取材は自由です。直接会場までお越しください。

■ 遺贈寄附について

遺贈寄附とは、遺言書等によってご自身の財産の一部または全部を自治体等に寄附する制度です。近年、故人の想いを地域の未来へつなぐ手段として注目が高まっています。逗子市では遺贈寄附を広く受け付けております。詳細については下記ホームページをご確認ください。

市ホームページ「遺贈・相続財産の寄附」

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/1009211/1006678/1013324/index.html>

本件に関するお問い合わせ先

- ・ 経営企画部財政課財政係 伊達・金子
- 電話：046-873-1111 内線 320.322